破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２３号
北海道岩内郡共和町老古美252番地13
債務者　森田　雅康
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２８年（フ）第１号
北海道虻田郡倶知安町北６条西３丁目４番地16　キタニシコーポＣ202
債務者　白嶋　伸也
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２７年（フ）第１２０９号
埼玉県川口市弥平３丁目11番10号
債務者　山辺小百合
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４５３号
さいたま市岩槻区美幸町５番22号　レオパレス美幸町104号
債務者　田中　藤也
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６号
埼玉県新座市野寺２丁目16番８号
債務者　高崎　大介
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２４号
さいたま市緑区大字三室423番地３
債務者　間橋麻由美
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４５号
さいたま市西区大字指扇2719番地６、旧住所さいたま市西区大字指扇2319番地16
債務者　早坂　秀樹
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５６号
さいたま市大宮区北袋町２丁目229番地18
債務者　久保　　翠
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６７号
埼玉県川口市大字峯960番地
債務者　鈴木　完兒
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３９号
埼玉県川越市野田町２丁目２番地４（寺田マンション203号室）
債務者　佐藤　由佑
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４０号
埼玉県川越市野田町２丁目２番地４（寺田マンション203号室）
債務者　佐藤　希望（旧姓瀧口）
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５１号
埼玉県狭山市大字水野1266番地の39、前住所埼玉県入間市東藤沢２丁目18番９号　401
債務者　河野まり子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１７号
相模原市南区東林間１丁目20番12号　アメニティ相模原２Ａ藤川方
債務者　山下　　直
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２１号
相模原市南区旭町９番３号　ハウス’85　203号室
債務者　大山　精博
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２２号
埼玉県川越市並木242―４　チェリーズコート301、住民票上の住所神奈川県座間市相模が丘６丁目２番４号
債務者　横山　孝雄
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３９号
相模原市緑区相原１丁目１番５号
債務者　石川　　勉
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２号
山口県周南市泉原町10番１号　泉原病院内、住民票上の住所山口県周南市大字徳山1019番地の86、前住所京都市上京区千本通出水下る十四軒町405番地ルミエール聚楽208
債務者　永岡　　仁
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　山口地方裁判所周南支部